

議 事 日 程 (第 3 号)

令和6年10月10日(木曜日) 午後4時54分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)

議第65号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第66号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第67号 令和6年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

議第68号 令和6年度遊佐町下水道事業会計補正予算(第1号)

※専決処分の審議及び採決

日程第 2 議第63号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について

日程第 3 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 4 議第75号 令和5年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

※条例案件

日程第 5 議第70号 遊佐町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第71号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第72号 遊佐町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第73号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第 9 議第74号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

※一般議案

日程第10 議第69号 令和5年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 令和5年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 4号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 6号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 7号 令和5年度遊佐町水道事業会計決算

日程第11 ※決算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番 | 遊 佐 亮 太 君 | 2番 | 伊 原 ひ と み 君 |
| 3番 | 駒 井 江 美 子 君 | 4番 | 今 野 博 義 君 |
| 5番 | 渋 谷 敏 君 | 6番 | 本 間 知 広 君 |
| 7番 | 那 須 正 幸 君 | 8番 | 佐 藤 俊 太 郎 君 |
| 9番 | 菅 原 和 幸 君 | 10番 | 土 門 治 明 君 |
| 11番 | 斎 藤 弥 志 夫 君 | 12番 | 高 橋 冠 治 君 |

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

| | | | |
|--------------------------|-----------|------------------------|-------------|
| 町 長 | 松 永 裕 美 君 | 副 町 長 | 池 田 与 四 也 君 |
| 総 務 課 長 | 鳥 海 広 行 君 | 企 画 課 長 | 渡 会 和 裕 君 |
| 産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長 | 太 田 智 光 君 | 地 域 生 活 課 長 | 太 田 英 敦 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 渡 部 智 恵 君 | 町 民 課 長 兼 会 計 管 理 者 | 伊 藤 治 樹 君 |
| 教 育 長 | 土 門 敦 君 | 教 育 委 員 会 長 教 育 課 長 | 荒 木 茂 君 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 佐 藤 充 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員 | 小 林 栄 一 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 本 間 康 弘 君 | | |

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時54分）

議長（高橋冠治君） 会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としても全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

専決処分の審議を行います。

日程第2、議第63号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第63号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩をいたします。

(午後4時57分)

休 憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後5時30分)

議 長（高橋冠治君） 日程第3、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）ほか特別会計等補正予算4件について、補正予算審査特別委員会、駒井江美子委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、駒井江美子委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（駒井江美子君） 先ほど可決しました議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案の一部に誤りがありました。正しくは、歳入項目が繰入金ではなく地方交付税であり、この部分を訂正しておりますので、報告申し上げます。

令和6年10月10日

遊佐町議会

議 長 高 橋 冠 治 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 駒 井 江美子

審 査 結 果 報 告 書

令和6年10月8日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）

議第65号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第66号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第67号 令和6年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

議第68号 令和6年度遊佐町下水道事業会計補正予算（第1号）

2. 審査の結果及び意見

令和6年度遊佐町一般会計補正予算については慎重に審査した結果、修正承認した部分を除くその他の部分を原案のとおり決定すべきであると決した。

令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算ほか、3件の特別会計等補正予算については慎重に審査した結果、原案のとおり決定すべきであると決した。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま各会計5件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）に対する4番、今野議員ほか4名から提出されました修正案について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

続いて、修正前の原案について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

まず、本案に対する4番、今野議員ほか4名から提出されました修正案を採決いたします。

議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案についての件を採決いたします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、修正案可決であります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋冠治君） 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）の修正承認した部分を除くその他の部分の原案についてを採決いたします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋冠治君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第65号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第65号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第66号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第66号 令和6年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について採決します。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第67号 令和6年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第67号 令和6年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)について採決いたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第68号 令和6年度遊佐町下水道事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第68号 令和6年度遊佐町下水道事業会計補正予算(第1号)について採決いたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第4、議第75号 令和5年度遊佐町下水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第75号 令和5年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5から日程第10まで、議第70号 遊佐町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか条例案件3件、事件案件1件及び議第69号 令和5年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を願います。

松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議第70号 遊佐町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町議会令和6年9月定例会が1か月延長されたことに伴い、同条例の公表時期を1か月延長するため提案するものであります。

議第71号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、関連する規定を整理する必要があるため、提案するものであります。

議第72号 遊佐町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員の人員に関する基準について改正する必要があるため、提案するものであります。

議第73号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、令和6年7月25日からの大雨災害により被災した町民への支援を促進するため、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する提案をするものであります。

議第74号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。本案につきましては、従来の被保険者証などが廃止されることに伴い、山形県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議したいため、地方自治法第291条の11の規定により提案するものであります。

議第69号 令和5年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について。本案につきましては、令和5年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月21日付をもって会計管理者より提出されま

したので、地方自治法233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

なお、決算の概要につきましては、一般会計ほか5件は会計管理者より、水道事業会計につきましては企業出納員より説明をいたさせます。

以上、条例案件4件、事件案件1件、令和5年度遊佐町会計歳入歳出決算の認定についてご説明させていただきました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 次に、一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について、会計管理者より説明を求めます。

伊藤会計管理者。

会計管理者（伊藤治樹君） それでは、一般会計ほか5つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、認第1号 令和5年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。令和5年度の歳入決算額は109億5,003万8,452円、歳出決算額は103億4,074万1,960円となり、歳入歳出差引額は6億929万6,492円になったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰上げや繰下げの調整をしております。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源3,707万6,000円を差引きした実質収支額は5億7,222万円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。歳入は、前年度に比較し4億746万6,000円の増で、109億5,003万8,000円の決算となりました。

款別で増額になった主なものは、寄附金で4億5,962万円、地方交付税で7,524万2,000円の増額となっております。一方、減額になった主なものは、町債で2億1,250万円、国庫支出金で6,838万2,000円、繰入金で3,097万4,000円の減額となっております。

続いて、歳入の主な項目についてご説明いたします。町税では、前年度決算額に比較し1,289万3,000円、0.9%増の13億9,039万6,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が決算額4億5,941万1,000円で1.4%の増、法人町民税が6,922万2,000円で11.6%の増、町民税全体では前年度決算額と比較し2.7%増で5億2,863万3,000円となりました。固定資産税は、0.5%減の7億2,946万3,000円、軽自動車税5,777万円、たばこ税6,194万9,000円等となっております。

地方消費税交付金は0.8%減の3億891万円、また地方交付税は2%の増で38億3,872万円となり、地方交付税の歳入に占める割合は35.1%となりました。

国庫支出金は8億4,000万2,000円で前年度より7.5%の減、県支出金は6億6,214万3,000円で0.1%の増となりました。

寄附金は13億4,484万2,000円で、前年に比べ51.9%増となっております。

繰入金は、前年度決算額に比較して3%の減で、10億33万5,000円となりました。

町債は、前年度に比較して2億1,250万円、34.9%の減で、3億9,680万円になりました。町債の内容に

については、事項別明細書22ページ、23ページに記載されておりますが、総務債では240万円の減で3,190万円、土木債7,340万円増の1億8,760万円、教育債1億8,920万円減の2,280万円、また臨時財政対策債では2,990万円減の2,510万円となっております。

町債の歳入決算額に占める割合は3.6%で、前年度比2.2ポイントの減となりました。

次に、歳出について申し上げます。歳出は、前年度決算額と比較して4億3,222万9,000円、4.4%増の103億4,074万2,000円となりました。款別では、議会費は決算額8,994万8,000円で0.2%の増、総務費29億147万2,000円で11.2%の増、民生費22億1,474万5,000円で9.7%の増、衛生費4億3,742万6,000円で8%の減、労働費2,302万3,000円で128.1%の増、農林水産業費8億3,043万6,000円で5%の増、商工費8億5,593万5,000円で13.6%の増、土木費では9億9,616万円で3.3%の増、消防費2億9,254万8,000円で10.2%の減、教育費では6億7,894万5,000円で27.6%の減、公債費10億271万7,000円で9.3%の増、諸支出金1,738万8,000円で19.9%の増となりました。

なお、予備費から総務管理費へ263万1,000円、小学校費へ6万5,000円、中学校費へ599万4,000円を充用しております。

次に、積立て基金現在高について申し上げます。令和5年度末の現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金等を合わせて37億5,071万6,000円で、前年度より3億4,946万円増額となっております。

以上が一般会計であります。

続きまして、認第2号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より4.5%、7,114万6,000円増の16億5,665万8,000円で、歳出総額では前年度決算額より3.6%、5,515万7,000円増の15億9,469万1,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額ともに6,196万7,000円になりました。

歳入の主なものは、保険税で7%増の2億9,793万1,000円、県支出金は7.2%増の11億9,389万1,000円、繰入金で1億1,657万円となっております。歳出の主なものでは、総務費は5.5%減の3,497万6,000円、保険給付費で5.3%増の11億4,027万2,000円、保険給付費は歳出総額の71.5%に当たります。保健事業費では2,710万3,000円、国民健康保険事業費納付金で3億6,515万5,000円となっております。また、遊佐町国民健康保険基金は1,700万4,000円増の6,006万5,000円となっております。

続いて、認第3号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額に比較し7.6%減の6億9,739万9,000円、歳出総額は10.6%減の6億2,689万円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに7,050万9,000円であります。

歳入の内容は、分担金及び負担金の決算額118万8,000円で76.3%の減、使用料及び手数料が前年度比9.3%減の1億4,086万9,000円、国庫支出金が2,520万円で前年度比14.6%の減、繰入金は4億3,000万円で前年度比10.4%の減等となっております。

歳出では、総務費1億5,722万2,000円で前年度比13%の減、下水道建設費が9,582万5,000円で20.6%の増、公債費が3億7,384万3,000円で15.2%の減となっております。

次に、認第4号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額1億116万2,000円で前年度決算額より2.1%減となっております。歳出総額は、前

年度決算額に比較し17.9%減の7,228万1,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,888万2,000円となっております。

歳入の内容は、使用料及び手数料が1,784万6,000円で178万円の減、繰入金が6,800万円で前年度と同額となっております。

歳出は、総務費2,229万6,000円で前年度より977万9,000円の減、公債費は4,998万5,000円で前年度より599万1,000円の減となっております。

続いて、認第5号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額から0.7%減の19億6,403万6,000円で、歳出総額は前年度に比較し3%減で18億5,036万7,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億1,366万9,000円あります。

歳入の内訳は、保険料が3億8,475万4,000円で0.5%の増となりました。国庫支出金は4億7,387万円で1.7%の減、支払基金交付金は4億8,749万円で0.4%の増、県支出金2億4,763万4,000円で3.2%の減、繰入金は3億54万3,000円で1.6%の減等となりました。

歳出では、歳出総額の90.6%を占める保険給付費が16億7,670万5,000円であり、前年度と比較して5,391万円、3.1%の減となりました。

以下、総務費4,218万7,000円、基金積立金3,104万6,000円、地域支援事業費6,075万1,000円等となっております。

また、遊佐町介護保険給付費準備基金は3,104万6,000円増の2億5,771万8,000円となっております。

最後に、認第6号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額から5.4%増の2億752万1,000円であり、歳出総額は5.4%増の2億665万5,000円あります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の86万6,000円あります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が1億3,631万2,000円、前年度比6.7%の増、繰入金は一般会計から6,892万円、4%増で、この2つの項目で98.9%を占めております。

歳出は、歳出総額の98.5%を占める後期高齢者医療広域連合給付金が2億352万円あります。その他、諸支出金が240万8,000円等となっております。

以上、令和5年度の一般会計と5つの特別会計について、決算の概要をご説明申し上げます。

なお、一般会計の財政分析等の結果については、行政報告書に記載されておりますので、御覧いただきたいと思っております。

また、詳細については、審議の過程で所管の課長をもって説明させていただきます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） それでは、認第7号 令和5年度遊佐町水道事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

まず、水道事業の実態について申し上げます。

現在給水人口は1万2,149人で、普及率は99.5%となっております。

恐れ入ります、決算書の12ページ及び19ページを御覧ください。

給水状況につきましては、年間総配水量が154万1,919立方メートル、1日平均で4,213立方メートルとなりました。年間総有収水量は113万8,240立方メートルで、有収率は73.8%となり、前年度より0.6%の増となりました。

冬期間の宅内での漏水が減少したことから総配水量も減少し、有収率は若干の増加となりました。

給水原価は283円14銭で、供給単価の274円42銭に比較し、8円72銭の給水原価高となっております。前年度比では、給水原価が13円12銭の増、給水単価が1円14銭の増となっております。費用総額が増加したことに加え、有収水量が減少したことにより給水原価が増加いたしました。

次に、収益的収支（3条予算）について申し上げます。

決算書の20ページ、21ページに加え、25ページからの明細書も併せて御覧ください。収益の総額は3億8,758万4,086円で、その内訳は営業収益が3億4,654万8,312円、そのうち給水収益は3億4,359万7,012円、営業外収益が4,103万5,774円となっております。営業外収益の主なものとしては、下水道使用料徴収負担金、水道加入金、長期前受金戻入益等になります。

これに対する事業費用について申し上げます。

費用の総額は3億7,814万6,841円で、その内訳は営業費用が3億4,814万2,763円で、そのうち取水配水給水費が1億1,735万26円、総係費が4,425万7,446円、減価償却費が1億8,124万7,334円などとなっております。営業外費用が2,965万2,147円で、企業債の利息の償還や消費税などになります。

収益的収支の差引きは、当年度の損益計算において379万8,485円の純利益となります。

次に、資本的収支（4条予算）について申し上げます。

29ページを御覧ください。収入総額は3,899万5,010円で、企業債の借入れが1,000万円、生活基盤施設耐震化等補助金が112万7,000円、企業債の元金償還に対する一般会計からの繰入金金が1,430万円、工事負担金が1,356万8,010円となっております。支出総額は1億8,385万32円で、建設改良費が8,934万2,902円、企業債償還金が9,450万7,130円となっております。建設改良費の主なものは、配水管移設工事や建屋改修工事、台帳整備業務委託などになります。詳細につきましては、17ページ、18ページの工事調書及び委託調書を御覧ください。

なお、資本的収支の差引不足額1億4,485万5,022円の措置については、3ページ及び30ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額570万5,809円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億3,914万9,213円をもって補填しております。

次に、貸借対照表につきましては、8ページから10ページまで、またキャッシュフロー計算書の内容については、23ページと24ページを御覧ください。当年度は、建設改良事業が多く、支出も増加しておりますが、水道料金未収金の減、企業債償還の減などにより、現金預金は期首から増加しています。

最後に、企業債の状況について申し上げます。

32ページ、33ページを御覧ください。当年度の企業債償還分を差し引いた年度末の未償還残高は、上水道分で7億9,041万7,827円、旧簡易水道分で1億9,717万7,926円、合計で9億8,759万5,753円となっております。企業債償還についてはピークを超え、昨年度より元利金ともに償還額が大きく減少しています。

以上、令和5年度遊佐町水道事業会計決算について概要を申し上げました。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

本間代表監査委員。

代表監査委員（本間康弘君） それでは、私から令和5年度遊佐町一般会計並びに特別会計、水道事業会計の決算審査結果を審査意見書から要点を抜粋し、その概要を報告申し上げます。

計数については、会計管理者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました令和5年度遊佐町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、令和5年度遊佐町水道事業会計の歳入歳出決算をそれぞれ事項別明細書並びに関係諸帳簿、帳票等を詳細に照合し審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認められました。

詳細については審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに各会計ごとに意見、要望を付してございますので、決算審査に当たり参考にしていただければ幸いと存じます。

なお、1,000円未満を四捨五入により、小計、合計の調整から数値に若干の差異を生じる場合がありますので、ご了承願います。

審査意見書の概要を申し上げます。

令和5年度決算は、財政指標について、経費削減等の努力により年々改善されてきております。

収納未済額については、過去5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にありますが、公平、公正を基本に収納率の向上に引き続き努力されますようお願いいたします。

一般会計について申し上げます。

令和5年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額109億5,003万8,452円、歳出総額103億4,074万1,960円、差引残高6億929万6,492円になります。

これを前年度と比較すると、歳入で4億746万6,350円、3.9%の増、歳出で4億3,222万8,935円、4.4%の増となっております。

以下、一般会計及び各会計については、1,000円単位で申し上げます。

令和5年度の決算額を財政収支の状況から見ると、歳入歳出差引額6億929万6,000円から翌年度へ繰り越すべき財源3,707万6,000円を差し引いた額、5億7,222万円が実質収支となります。

さらに、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は3,898万9,000円の黒字となっております。単年度収支に財政調整基金3億1,673万3,000円と繰上償還金を加え、積立金取崩し額を差し引いた実質単年度収支は1,998万3,000円の赤字となっております。

なお、性質別歳出状況のその他の経費が性質総額に占める割合は58.1%で、前年度に比較し2.3ポイントの増、投資的経費は8.7%で、前年度に比較し2.5ポイントの減、義務的経費は33.2%で前年度に比較し0.2ポイントの増となっております。

また、税など一般財源の充当状況の中で義務的経費に占める割合は37.6%で、前年度に比較し2.4ポイン

トの増となっております。投資的経費は3.7%の、前年度に比較し1.5ポイントの減となっております。

令和5年度は、町債が減額、地方交付税が増額となりましたが、形式収支額6億929万6,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも堅実な財政運営がなされたよううかがえます。

簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められますようお願いをいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算では、歳入総額で16億5,665万8,000円、歳出総額で15億9,469万1,000円、差引額6,196万7,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で7,114万7,000円、4.5%の増、歳出で5,515万7,000円、3.6%の増となっております。

なお、国保税が前年度比7%の増となっており、税額の見直しがあったとはいえ、被保険者数が減少している中で国保税の収入未済額が4,285万8,000円となっており、疾病の予防等保健事業の充実とともに、収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入総額で6億9,739万9,000円、歳出総額で6億2,689万円、差引額7,050万9,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で5,775万1,000円、7.6%の減、歳出で7,406万2,000円、10.1%の減となっております。

令和5年度下水道事業債残高は元金が30億5,450万5,000円であり、今後企業会計へ移行することになりますが、施設の老朽化による維持修繕費の増嵩も見込まれる中、適切な事業計画の下に接続率の向上及び使用料収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入総額で1億116万2,000円、歳出総額で7,228万1,000円、差引額2,888万1,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で220万5,000円、2.1%の減、歳出で1,577万円、17.9%の減となっております。

今後企業会計へ移行することになりますが、一層の接続率の向上と収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、介護保険特別会計の決算額は、歳入総額で19億6,403万6,000円、歳出総額で18億5,036万7,000円、差引額1億1,366万9,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で1,364万8,000円、0.7%の減、歳出で5,762万7,000円、3%の減となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額で2億752万1,000円、歳出総額で2億665万5,000円、差引額86万6,000円となっております。

決算額を前年度比較すると、歳入で1,069万8,000円、5.4%の増、歳出で1,065万2,000円、5.4%の増となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。高齢者福祉の充実を期したこの制度が、さらなる制度の充実を期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の行財政運営に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計決算の審査について申し上げます。

令和5年度の総収益は3億5,616万706円、総費用が3億5,236万2,221円で、差引額379万8,485円が純利益となっております。

当該年度の総配水量は154万1,119立方メートルで、前年度比4万7,493立方メートル、3%の減、有収水量は113万8,240立方メートルで、前年度比2万5,430立方メートル、2.2%の減であり、有収率は73.8%で前年度比0.6ポイントの増となっております。

また、施設利用率は57%で、前年度に比較して1.9ポイントの減となっています。

資本的収支は、収入が3,899万5,010円、支出が1億8,385万32円、差引不足額1億4,485万5,022円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額570万5,809円、過年度分損益勘定留保資金9,928万4,838円、当年度分損益勘定留保資金3,986万4,375円にて補填されております。

なお、令和5年度においても、使用料の収納率が向上したことは評価される所であり、今後とも経営のさらなる安定のため、維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。

まず、実質赤字比率については、実質収支額も黒字であり、実質収支比率についてもプラスとなっております。

また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債費比率は11.7%で、早期健全化基準25%を下回っています。将来負担比率は38.3%で、早期健全化基準350%を下回っています。

次に、水道事業会計については、実質収支額が黒字となっているため、資金不足比率なしとなっております。

以上、令和5年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計の歳入歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げます。詳細は、お手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げます、決算審査の概要報告を終わります。

議長（高橋冠治君） 次に、日程第11、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第69号 令和5年度遊佐町各会計歳入歳出決算の7件については、恒例により小職を除く議員11名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の斎藤弥志夫議員、同副委員長に渋谷敏議員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に斎藤弥志夫議員、同副委員長には渋谷敏議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

お疲れさまでした。

(午後6時29分)